

地方消費税率引上げによる使途の明確化について

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税収を除く)は、全て社会保障施策の財源に使うこととされています。
- 平成26年度当初予算における地方消費税引上げによる増収分の全ては社会保障施策に要する経費に充てられます。



- ※1. 上記は一般財源に係る分を記している。
- ※2. 地方税法に、引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする旨、明記されている。
- ※3. 社会保障施策に要する経費には、社会保障の充実分として、下記が含まれている。
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の推進、保育緊急確保事業の実施のための「保育緊急確保事業費」(378百万円)。
 - ・医療保険制度の改革(国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充)のための「国民健康保険保険基盤安定負担金」(441百万円)及び「後期高齢者医療保険基盤安定制度県負担金」(168百万円)。